

第11回 全国少年少女チャレンジ創造コンテスト 地区大会実施要領

地区大会の開催は、本実施要領及びルールブックに則り地区事務局が実施し、地域ぐるみで大会を盛り上げるようにすること。

① 地区事務局

全国の少年少女発明クラブ又は学校等において指導員及び事務担当者を有する団体。都道府県単位で地区大会を合同開催する場合には、地区事務局とは別に地区大会事務局を別途おくこともできる。

② 指導員

少年少女発明クラブの指導者又はものづくりに関する指導経験を有する者。

③ 開催場所

全国の少年少女発明クラブ又は学校等工作施設を有する施設。

④ 実施時期

地区大会開催に当り、説明会及び創作指導会を行う。

i) 説明会 : 各地区1回実施
地区事務局が、参加チームに対して課題説明と基本材料の支給を行う。

ii) 創作指導会 : 各地区2回実施(半日×2回)
地区事務局は、各チームに対する技術相談や指導を行うことができる。

iii) 地区大会 : 各地区1回実施
ただし、地区大会は近隣の地区と合同で行うこともできる。
都道府県単位で地区大会を合同開催する場合には、都道府県大会事務局をおくこともできる。

原則として、上記 i～iii を夏季休暇期間中に終えるよう実施すること。

⑤ 表彰

地区大会において優秀な成績を収めたチームには、地区事務局より賞状や記念品等を授与し、より達成感を得られるようにすることを推奨する。

⑥ 報告

地区事務局は、地区大会終了後速やかに以下の報告資料を発明協会に提出する。

(最終提出期限：9月11日(月)必着)

- ・地区大会の成績(参加全チームの成績一覧及び上位2チームの採点票)
- ・実施報告書

※チャレコン用のJKA看板(日付入り)入りの活動写真を必ず添付すること。

JKA看板入り写真が無い場合には、指導員謝金をお支払いできない場合があります。

- ・全国大会推薦チーム(上位2チーム)の写真及び動画
(からくりパフォーマンス動作時の映像：約1分程度)
※コンテスト委員会での審議及び公開WEB投票で使用。
※地区大会終了後に作品の動作がしっかりと分かる内容を収録する。
※他者が著作権を有するBGM等は収録しないこと。
- ・推薦チームのアイデアシート
※作品の写真はチーム員を含めた記念写真的なものは不可。
- ・キャラクターや商標など、権利処理を行ってから推薦すること。

⑦ 費用の負担

- i) 会場、工作施設等については、少年少女発明クラブ又は学校等の協力を得る。
- ii) 発明協会支給の基本材料以外の材料費は参加者が負担する。
- iii) 地区大会参加者の開催場所までの交通費・食事代等は参加者が負担する。
- iv) 実施報告書に記載された従事時間を基に地区事務局の指導員の役務費の一部を発明協会が負担する。
 - ・説明会担当者：1日日当×2人まで支給、または、半日日当なら4人まで支給
 - ・創作指導会担当者：半日日当×5人まで2回支給
 - ・地区大会担当者：1日日当×5人まで支給、または、半日日当なら10人まで支給

※都道府県単位での合同地区大会を開催し、都道府県大会事務局を別途設けた場合

- ・都道府県大会事務局担当者：1日日当×5人まで支給、
または、半日日当なら10人まで支給

日当区分	従事時間(30分単位)、除く休憩時間	謝金
半日日当	2時間～4.5時間	3千円/人、源泉対象
1日日当	5時間以上	6千円/人、源泉対象

(参考) 全国大会に向けて

① 全国大会出場チーム選考結果の連絡

2023年10月初旬にメールにて連絡する。

② 開催日程・会場 (予定)

・日程：2023年11月25日 (土)

・会場：Aichi Sky Expo (愛知県国際展示場)

③ 参加者

チームメンバー2～3名及び引率指導員1名

④ 地区大会通過作品に対する変更

地区大会通過後、全国大会出場までに作品が破損した場合の修理及び新たな工夫や改良を追加することを可とする。

ただし、テーマの変更や外観の大幅な変更など、地区大会時との同一性が保持されていない場合は、これを認めない。追加改良した内容は、速やかに当協会に報告すること。

⑤ 作品のプレゼンテーション発表 (制限時間：1分間)

全国大会の決勝戦では、実演に先立ち、作品の工夫点や内部構造、からくり機構を紹介する動画を用いてからくりパフォーマンスの概要をPRする。

※作品紹介動画(30秒以内)は事前に作成しておくこと。なお、地区大会でのプレゼンテーションは必須ではない。

⑥ 公開Web投票の実施

全国大会出場チームの作品は、作品写真及び動画をWeb掲載し、一般閲覧者による投票を行う。最も多い得票を得たチームには、全国大会において「WEBポイント賞」を授与する。

⑦ 費用の負担

上記②の参加者の旅費は、発明協会規程に基づき発明協会が負担する。

※遠隔地からの参加者で、当日中の到着・帰宅が困難と当協会が判断した場合には、当協会が宿泊費の一部を負担する。

以上